**財務諸表に関する用語の定義（令和４年度～）**

　**貸借対照表**：法人の財政状況を明らかにするもの

　　　企業会計においては一般的に流動資産（負債）→固定資産（負債）の順に表示されていま

　　　すが、地方独立行政法人では主要な財産が土地、建物等の固定資産から構成され、基本的

　　　な財産として重要性が高いため、固定資産（負債）→流動資産（負債）の順に表示されて

　　　います。

**行政コスト計算書**：府民等の負担に帰せられるフルコストを明らかにするもの

　　地方独立行政法人が業務運営を行うにあたり、納税者である府民等に対する説明責任の確

保と透明性の向上の観点から、地方独立行政法人の損益計算書だけでは反映されない府民

等の負担に帰せられるすべてのコスト（＝行政コスト）を明確にして開示しています。

行政コスト＝損益計算書の「費用」＋その他行政コストで算出します。

※地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（以下『会計基準等』とい

う。』が令和４年度に改訂されたことにより、行政サービス実施コスト計算書が廃止さ

れ、行政コスト計算書が創設されました。

**損益計算書**：法人の運営状況を明らかにするもの

　　　地方独立行政法人では、費用を先に、収益を後に表示しています。一般企業は収益をあげ

　　　ることを企業活動の基本としていますが、地方独立行政法人の場合、地方独立行政法人に

課せられた行政サービスの実施による費用が先に決定し、次にその費用をどのような財源

　　　で賄ったのかを示すことが重要になるため、費用→収益の順に表示します。

**純資産変動計算書**：法人の財政状態と運営状況との関係を明らかにするもの

地方独立行政法人においては損益計算書に計上されない純資産の変動取引があることか

ら、貸借対照表における純資産の変動額と損益計算書の利益の額とが一致しないため、貸

借対照表と損益計算書の関係を明らかにするために一会計期間に属する法人の全ての純資

産の変動を記載するものです。

※令和４年度の会計基準等改訂により、純資産変動計算書が創設されました。

**キャッシュ・フロー計算書**：現金の出し入れを明らかにするもの

　　地方独立行政法人における資金の調達や運用状況を明らかにするため、一会計期間の資金

　　の流れ（出し入れ）を、「業務活動」・「投資活動」・「財務活動」の３つの区分に分けて表

示し、報告するものです。

　　地方独立行政法人の資金状況が動的に把握できることになります。

**利益の処分に関する書類**：利益をどのように処分したかを示すもの

　　地方独立行政法人が、自己収入獲得や経費削減等の効率的な事業運営を行った結果得た利

　　益に関して、どのように使用していくかを表したものです。

　（毎事業年度の利益処分）

　　●当期未処分利益は、毎事業年度、積立金として整理するもののほか、目的積立金（自己

収入の獲得や、経費節減等の経営努力により生じた剰余金）として整理します。

　　（中期目標期間の最終年度の利益処分）

　　●中期目標期間の最終年度における当期未処分利益は積立金として整理します。

　　●また、目的積立金と前中期目標等期間繰越積立金が残っている場合も積立金に振り替え

ることになります。

●なお、中期目標期間における積立金総額のうち、大阪府知事の承認を受けた金額につい

ては、次の中期目標の期間における業務の財源に充てるものとして繰り越すことができ

ます。

　　　●積立金総額から次期中期目標期間繰越額を控除した残余については、設立団体である大

阪府に返還することになります。

**目的積立金（前中期目標等期間繰越積立金）の使途**

　　調査研究体制の強化のための施設・設備の改善に要する経費

　　※地方独立行政法人には、株主のような営利目的の資本主が存在しませんので、利益を資

　　　本主に配分することはありません。そのため、獲得した利益のうち、運営努力（経営努

　　　力）から生じた妥当な利益であると判断等したものについては、目的積立金として大阪

　　府知事の承認を受けた後、中期計画の「剰余金の使途」（前中期目標等期間繰越額積立

金の場合は「積立金の処分に関する計画」）に従って使用することが認められていま

す。

注）この資料では、事業報告書に掲載されている用語以外のものを掲載しています。他の用語については、事業報告書をご参照ください。